

五霞町議会の映像配信に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、五霞町議会（以下「議会」という。）を広く町民に公開し、より開かれた議会を推進するため、五霞町議会の本会議（以下「本会議」という。）の映像の配信に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生中継 開催中の会議を生中継により庁舎内に設置したテレビモニターを用い放映することをいう。
- (2) 録画配信 録画した映像（音声を含む。以下同じ。）のデータを後日インターネットを利用して公開することをいう。

(議会生中継及び録画配信の実施)

第3条 生中継及び録画配信を行う会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第1項に規定する定例会及び臨時会とする。ただし、議長が必要と認めたときは、その他会議についても生中継及び録画配信を行うことができる。

- 2 生中継の配信場所については、庁舎内又は町有施設内とする。
- 3 録画配信については、五霞町のホームページからリンクしてインターネット上で公開する。
- 4 録画配信の期間は、公開した日からおおむね1年とする。

(議会生中継及び録画配信の内容)

第4条 議会生中継及び録画配信は、原則として会議の開会から閉会までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは配信しない。

- (1) 地方自治法第115条第1項の規定による秘密会が開かれたとき。
- (2) その他議長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 録画配信については、インターネット上で閲覧しやすいように区切るものとし、その他議長が編集することが適当と認められた場合は、編集することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する映像及び発言の議会動画は、配信を行わない。

- (1) 五霞町議会会議規則（昭和49年五霞村議会規則第1号）第61条に規定する発言の取消し又は訂正に係る映像及び音声
- (2) その他公開が不適切であると議長が認めた映像及び音声

(撮影方法)

第5条 本会議の映像は、原則として発言者を撮影する。ただし、表決については、議員席全景を撮影する。

- 2 議会事務局は、傍聴者及び意見陳述者に対し、撮影される旨を事前に周知す

るものとする。

(庶務)

第6条 議会生中継及び録画配信の庶務は、議会事務局において処理するものとし、放映及び公開に関する業務は、関係部署が相互協力し行う。

(議会生中継及び録画配信の中止)

第7条 この訓令の規定にかかわらず、不測の事態、事故等が発生したときは、映像を配信しないことができる。

(著作権及び免責)

第8条 議会生中継及び録画配信による本会議の映像情報の著作権は、議会に帰属するものとする。

2 生中継映像及び録画配信映像は、許可なく撮影すること及び他に使用することを禁ずる。

3 前2項の規定は、その旨を五霞町のホームページに明示する。

4 利用者が議会生中継及び録画配信を利用したこと又はその情報を使用したことによって生じた損害について、議会は、その責めを負わない。

(映像の位置付け)

第9条 録画配信による本会議の映像情報は、地方自治法及び五霞町議会会議規則に定める会議録には該当しない旨を五霞町のホームページに明示する。

(テロップの挿入)

第10条 議会の録画配信による放映においては、必要に応じてテロップを挿入するものとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、映像の配信に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。